**平成２３年（フ）第１６９５４号**
東京都足立区東六月町２―13　第一村田荘202
債務者　馬場　正一
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１６９５７号**
東京都墨田区東向島２丁目21―７―201
債務者　山口　洋子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１６９５９号**
東京都足立区保木間５丁目13―19―205
債務者　中西　克征
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１６９６８号**
東京都北区神谷２丁目41―８―205
債務者　鈴木　雅彦
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１６９７２号**
東京都江東区大島２丁目13―19―303
債務者　仲野真苗美
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１６９８１号**
東京都東村山市廻田町３丁目７―１―505
債務者　橋本　里香
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１６９８２号**
東京都杉並区阿佐谷北３丁目40―13―301
債務者　中村　孝幸
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１６９８８号**
東京都北区上十条３丁目19―19　レオパレス十条第２―201号
債務者　大川　芳枝
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１７００３号**
埼玉県さいたま市西区宮前町1566
債務者　鈴木エルサこと　スズキ　エルサ　バレンスエラ
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１７０１４号**
東京都足立区青井６丁目７―６
債務者　知野　美枝（旧姓杉森）
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１７０１５号**
東京都板橋区高島平２丁目12―７　エイトハイムＡ102
債務者　竹下　里絵（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１７０１６号**
東京都板橋区大谷口上町46―６
債務者　森山　恵太
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１７０１７号**
東京都台東区日本堤１丁目18―10　クラフト建人Ⅱ401
債務者　天藤　雅司
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１７０２２号**
千葉県流山市南流山８丁目１―13―101
債務者　吉田　成磨
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１７０２５号**
東京都江戸川区中葛西６丁目１―15　ウィンズ・西葛西Ａ103
債務者　佐々木冬馬
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部